

平成 27 年第 4 回設楽町議会定例会（第 2 日）会議録

平成 27 年 12 月 15 日午前 9 時 00 分、第 4 回設楽町議会定例会（第 1 日）が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 今泉吉人	2 河野 清	3 金田敏行
4 夏目忠昭	5 金田文子	6 高森陽一郎
7 熊谷 勝	8 伊藤 武	9 山口伸彦
10 田中邦利	11 松下好延	12 土屋 浩

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	横山光明	副町長	佐々木孝
教育長	後藤義男		
総務課長	原田和久	出納室長	鈴木正吾
企画ダム対策課長	鈴木伸勝	津具総合支所長	佐々木一夫
生活課長	氏原哲哉	産業課長	澤田周蔵
保健福祉センター所長	滝本光男	建設課長	原田直幸
町民課長	佐々木輝	財政課長	大須賀宏明
教育課長	原田利一		

4 議会事務局出席職員名

事務局長 鈴木浩典

5 議事日程

日程第 1 議案第 73 号

設楽町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

(文教厚生委員長報告)

日程第 2 議案第 80 号

設楽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について

(総務建設委員長報告)

日程第 3 議案第 81 号

設楽町ふるさと寄附金基金条例について

(総務建設委員長報告)

日程第 4 議案第 82 号

設楽町農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例について

(総務建設委員長報告)

日程第 5 議案第 83 号

- 設楽町税条例等の一部を改正する条例について
(総務建設委員長報告)
- 日程第 6 議案第 84 号
設楽町町営バス条例の一部を改正する条例について
(文教厚生委員長報告)
- 日程第 7 議案第 85 号
設楽町町営バス使用料徴収条例の一部を改正する条例について
(文教厚生委員長報告)
- 日程第 8 議案第 86 号
設楽町国民健康保険条例及び設楽町介護保険条例の一部を改正する条例について
(文教厚生委員長報告)
- 日程第 9 議案第 87 号
平成 27 年度設楽町一般会計補正予算 (第 4 号)
(総務建設委員長報告)(文教厚生委員長報告)
- 日程第 10 議案第 88 号
平成 27 年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
(文教厚生委員長報告)
- 日程第 11 議案第 89 号
平成 27 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算 (第 2 号)
(文教厚生委員長報告)
- 日程第 12 議案第 90 号
平成 27 年度設楽町簡易水道等特別会計補正予算 (第 3 号)
(文教厚生委員長報告)
- 日程第 13 議案第 91 号
平成 27 年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算 (第 2 号)
(文教厚生委員長報告)
- 日程第 14 議案第 92 号
平成 27 年度設楽町情報ネットワーク特別会計補正予算 (第 3 号)
(総務建設委員長報告)
- 日程第 15 陳情第 12 号
安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情書
(文教厚生委員長報告)
- 日程第 16 陳情第 13 号
「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」を求める陳情書
(文教厚生委員長報告)
- 日程第 17 陳情第 14 号
愛知県看護職員 15 万人体制などの実現を求める陳情書

(文教厚生委員長報告)

日程第 18 陳情第 15 号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

(文教厚生委員長報告)

日程第 19 発議第 7 号

地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書

(追加)

日程第 20 所掌事務の調査報告

(設楽ダム対策特別委員長報告)

日程第 21 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

(追加)

日程第 22 設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について

(追加)

日程第 23 議案第 93 号

工事請負契約の変更について

(追加)

会 議 録

開会 午前 9 時 00 分

議長 みなさん、おはようございます。定刻になりましたので議会を始めたいと思います。

ただいまの出席議員は 12 名全員です。定足数に達していますので、平成 27 年第 4 回設楽町議会定例会(第 2 日)を開会します。これから本日の会議を開きます。始めに町長の挨拶をお願いします。

町長 皆さん、おはようございます。先月から例年になく暖かい日が続いたり、また急に寒くなったり、そうした気温の差が大きい日々が続いておりますが、12 月も早、中旬となり、いよいよ年末まで残すところ 2 週間あまりとなりました。先週木曜日の早朝におきましては、警報発令までにはいたらなかったものの、12 月としては近年まれで、約 100 mm の大雨が短時間に降りまして、豊川をはじめ町内各地の河川において予想しないほどの増水を目の当たりにしたところであります。幸いにも災害はなく、大変安堵した次第であります。

本日は年の瀬で大変お忙しい中、12 月議会定例会最終日にあたり、議員の皆様方におかれましては、全員の方々に御参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

12 月 5 日土曜日でありましたが、第 10 回市町村対抗「愛知万博駅伝」が天候にも恵まれた中で行われまして、設楽町は町村の部で過去最高成績と並びます 8 位入賞という輝かしい成績を収めることができました。今回参加されました監督、コーチをはじめ選手の皆さんには、設楽町の代表としていろいろプレッシャーの

かかるなかで、町の誇りと自らの名誉を背負っていただき、それぞれ全力で疾走され、そして最高の成績を収めていただきまして、心より感謝を申し上げる次第であります。また議会議員の皆さん方にも、大会会場におきまして、温かいご声援をいただき、誠にありがとうございました。

本日は田口小学校大規模改修工事に係る「工事請負契約の変更について」の議案を1件追加上程させていただきますので、定例会初日の上程議案と併せまして慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げまして、議会最終日の審議に先立ちまして、冒頭の私のあいさつとさせていただきます。

議長 本定例会の議会運営並びに、本日の議事日程を、議会運営委員長より報告を願います。

8伊藤 おはようございます。平成27年第4回定例会第2日の運営について、12月11日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告します。本日の案件は、委員会報告18件、意見書1件、継続審査申出2件です。順次1件ごとに審議しますが、日程第1から日程第18までは委員会付託案件で、一括上程します。よろしく願います。

議長 ただいま、議会運営委員長から報告のありました日程で、議事を進めてまいりますのでよろしくお願いをします。

議長 日程第1、議案第73号「設楽町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について」から日程第18、陳情第15号「介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書」までを一括議題とします。本案は、総務建設委員会、文教厚生委員会に付託をしておりますので、委員長の報告を求めます。

3金田 総務建設委員会の委員会報告を行います。去る12月3日、委員6名全員並びに町長、副町長、教育長をはじめ担当課長の出席をいただき、平成27年度第5回総務建設委員会を開催いたしました。総務建設委員会に付託されました事件は6件につき審議いたしました。議案第80号「設楽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について」を審議いたしました。質疑10件、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。議案第81号「設楽町ふるさと寄附金基金条例について」を審議いたしました。質疑10件、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。議案第82号「設楽町農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例について」を審議いたしました。質疑2件、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。議案第83号「設楽町税条例等の一部を改正する条例について」を審議いたしました。質疑2件、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。議案第87号「平成27年度設楽町一般会計補正予算（第4号）」を審議いたしました。質疑なし、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。議案第92号「平成27年度設楽

町情報ネットワーク特別会計補正予算（第3号）」を審議いたしました。質疑なし、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上で総務建設委員会報告を終わります。

4 夏目 それでは文教厚生委員会所管につきまして御報告申し上げます。平成 27 年 12 月 7 日、月曜日、午前 9 時から 9 時 40 分まで文教厚生委員会を開催しました。出席者は文教厚生委員 6 名全員でございます。その他町長をはじめ副町長、教育長、関係課長 7 名ということで、全員 10 名が出席をされました。付託事件 13 件を審議、審議結果を報告いたします。議案第 73 号「設楽町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について」、質疑 6 件、討論なし、全員賛成により原案どおり可決するものと決定いたしました。議案第 84 号「設楽町町営バス条例の一部を改正する条例について」、質疑なし、討論なし、全員賛成により原案どおり可決すべきものと決定いたしました。議案第 85 号「設楽町町営バス使用料徴収条例の一部を改正する条例について」、質疑 1 件、討論なし、全員賛成により原案どおり可決すべきものと決定いたしました。議案第 86 号「設楽町国民健康保険条例及び設楽町介護保険条例の一部を改正する条例について」、質疑なし、討論なし、全員賛成により原案どおり可決すべきものと決定いたしました。議案第 87 号「平成 27 年度設楽町一般会計補正予算（第 4 号）」文教厚生委員会所管について、質疑なし、討論なし、全員賛成により原案どおり可決すべきものと決定いたしました。議案第 88 号「平成 27 年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）」について、質疑 5 件、討論なし、全員賛成により原案どおり可決すべきものと決定されました。議案第 89 号「平成 27 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 2 号）」について、質疑なし、討論なし、全員賛成により原案どおり可決すべきものと決定されました。議案第 90 号「平成 27 年度設楽町簡易水道等特別会計補正予算（第 3 号）」について、質疑なし、討論なし、全員賛成により原案どおり可決すべきものと決定されました。議案第 91 号「平成 27 年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算（第 2 号）」について、質疑なし、討論なし、全員賛成により原案どおり可決すべきものと決定されました。陳情第 12 号「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情書について」、採択意見 2 件、趣旨採択意見 2 件、審議の結果挙手多数により趣旨採択と決定されました。陳情第 13 号「「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」を求める陳情書について」、採択意見 2 件、趣旨採択意見 2 件、挙手多数により趣旨採択と決定されました。陳情第 14 号「愛知県看護職員 15 万人体制などの実現を求める陳情書について」、採択意見 2 件、趣旨採択意見 2 件、挙手多数により趣旨採択と決定されました。陳情第 15 号「介護・福祉・医療などの社会保障の施策拡充についての陳情書について」、採択意見 2 件、趣旨採択意見 3 件、挙手多数により趣旨採択と決定されました。以上で文教厚生委員会の報告を終わります。

議長 委員長の報告が終わりました。日程第1、議案第73号から日程第18、陳情第15号までの質疑、討論、採決は、1件ごとに行います。

議長 議案第73号「設楽町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第73号について、採決をします。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第73号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第80号「設楽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。議案第80号について、採決をします。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第80号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第81号「設楽町ふるさと寄附金基金条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。議案第 81 号について、採決をします。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 81 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 82 号「設楽町農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。討論を行います。討論はありますか。

10 田中 農業委員会委員と農地利用最適化推進委員の定数に関する条例ですが、反対する立場で討論を行いたいと思います。なぜ反対するかということでもありますけれども、農業委員会というのは、農民の代表機関であり農地の番人ということやってきておりますが、今回のこの改正ではそれらが骨抜きになってしまうというふうに思うからであります。農業委員の公選制は廃止と、それから市町村長の任命制に変わるわけありますので、恣意的な選任が行われる恐れがありはしないかと思えます。また目的規定から、農民の地位の向上に寄与するとか、業務から農業農民に関する意見の公表、建議を削除することは、農業委員会の農民の代表機関としての権限を奪い、農地の最適化流動化のみを行う行政の下請機関に変質させられることにならないか。危うい内容を持つものであります。よって反対するものであります。

議長 次に、原案に賛成の者の発言を許します。

3 金田 私は本案を可とする立場から討論させていただきます。選出方法についてありますが、自主応募、利害関係のない人選を選任することと、及び委員が農業者の推薦で選任され、定数も 19 名から 16 名と 3 名の減となります。以上のことから考えまして、本案を私は可とする立場で討論させていただきます。

議長 ほかに、討論はありますか。

(なし)

議長 これで、討論を終わります。議案第 82 号について、採決をします。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。議案第 82 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 83 号「設楽町税条例等の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。議案第 83 号について、採決をします。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 83 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 84 号「設楽町町営バス条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。議案第 84 号について、採決をします。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 84 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 85 号「設楽町町営バス使用料徴収条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。議案第 85 号について、採決をします。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 85 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 86 号「設楽町国民健康保険条例及び設楽町介護保険条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。議案第 86 号について、採決をします。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 86 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 87 号「平成 27 年度設楽町一般会計補正予算（第 4 号）」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。議案第 87 号について、採決を行います。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 87 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 88 号「平成 27 年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。議案第 88 号について、採決をします。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 88 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 89 号「平成 27 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 2 号）」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。議案第 89 号について、採決をします。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 89 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 90 号「平成 27 年度設楽町簡易水道等特別会計補正予算（第 3 号）」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。議案第 90 号について、採決をします。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 90 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 91 号「平成 27 年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算（第 2 号）」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。議案第 91 号について、採決をします。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 91 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 92 号「平成 27 年度設楽町情報ネットワーク特別会計補正予算(第 3 号)」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。議案第 92 号について、採決をします。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 92 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 陳情第 12 号「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

10 田中 陳情第 12 号「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情書」につきましても、先ほど委員長から趣旨採択の報告がありました。しかしペーパーを、委員長報告のペーパーを見ていただきますと、限りなく採択に等しい趣旨採択でありまして、私は陳情を採択すべきという立場から討論をさせていただきます。委員会の議論で報告にありますとおり、医療や介護現場でおきていることが特別なことではないという意見がありました。だとするならば、過労死ですとか、ブラック企業でおきていることも特別なことではないということになってしまいます。今、介護従事者、看護師の人材確保や労働環境の改善は喫緊の課題となっております。命を守り、要介護高齢者を支える医療介護現場は、深刻な人で不足となっております、それがまた過重労働を生み、さらにそれが人材確保を困難にする。その人材確保が困難になっていく中で、また過重労働が生まれていくという悪循環が繰り返されているのであります。我々も高齢者になりまして、そのうち介護のお世話になる人もたくさんおるかと思うのですが、そういう悪循環を断ち切らないと、本当に安心した高齢化社会になっていかないというふうに思うものでありますし、政府のほうもこのことについて力を入れて解決しようという動きがあります。ですから政府のほうでも悪循環を断ち切って、安心して高齢化社会を迎えるような施策として、人材確保それから処遇改善策がとられ

る必要があると思うのであります。陳情の言うとおりであります。こうしたことを要請する国への意見書、提出すべきだと考えます。これは現場の個々の労働者の努力ですとか、事業者の努力では解決しない問題で、国の法制度の問題ですから、意見書を提出してほしいというのはもっともな趣旨でありまして、この陳情は採択すべきだというふうに考えます。以上です。

議長 次に、原案に賛成の者の発言を許します。

4 夏目 私は趣旨採択という意見につきまして可とするものということで、討論させていただきます。こちらに書いてございますように、命の現場の労働環境悪化とのサービスにつきましては、その趣旨については十分理解され、委員会の中でも十分議論されました。そしてただ国への要望とかそういうものについても、やはり予算の内容とか国全体の今現在の努力の中で、終始努力をされておきまして、先ほど反対討論の中で過労死やそれから労働環境の悪化について特別扱いと、こういう意見ではなくて、全体を勘案しながら、なおかつ陳情書の内容の中では週32時間以内、すなわち4日の勤務。そして勤務間隔12時間以上空けるというようなことにつきまして、すぐさま実現可能な状況ではなく、全体としてバランスをとりながら、こういうことの施策をその趣旨をなるべく実現できるように取り図っていただきたいと。こういう趣旨で趣旨採択というふうに決定されましたので、私はそれを可とするものとして討論をさせていただきます。以上です。

議長 ほかに討論はありませんか。

(なし)

議長 これで、討論を終わります。陳情第12号について、採決をします。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、趣旨採択です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。陳情第12号は、委員長報告のとおり趣旨採択されました。

議長 陳情第13号「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」を求める陳情書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。陳情第13号について、採決をします。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、趣旨採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。陳情第13号は、委員長報告のとおり趣旨採択されました。

議長 陳情第 14 号「愛知県看護職員 15 万人体制などの実現を求める陳情書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。陳情第 14 号について、採決をします。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、趣旨採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。陳情第 14 号は、委員長報告のとおり趣旨採択されました。

議長 陳情第 15 号「介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。陳情第 15 号について、採決をします。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、趣旨採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。陳情第 15 号は、委員長報告のとおり趣旨採択されました。

議長 日程第 19、発議第 7 号「地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

8 伊藤 発議第 7 号、提出者伊藤武、賛成者夏目忠昭、金田敏行。地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書（案）を別紙のとおり議会会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出します。提案理由は、地方創生の継続的な支援とその財源確保を求めため、政府関係機関に対し意見書を提出しようとするものです。詳細は別紙のとおりであります。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。発議第7号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。発議第7号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第20「所掌事務の調査報告」を議題とします。設楽ダム対策特別委員長の報告を願います。

9 山口 それでは設楽ダム対策特別委員会の報告をさせていただきます。日時は27年12月9日、9時から設楽町の議場で行いました。出席者につきましては、設楽ダム対策特別委員会委員全員と土屋議長。そして設楽町のほうからは横山町長をはじめほか10名。ダム工事事務所からは松浦所長をはじめほか8名。設楽ダム関連事業出張所からは、渡邊所長ほか2名。豊川水系対策本部からは阪野事務局長ほか3名でありました。会議の内容につきましては、(1)27年度設楽ダム建設事業について、国土交通省より設楽ダム工事事務所より説明を受ける。進捗状況ですね。それから同年度の愛知県の設楽ダム関連事務所の進捗状況の報告であります。それからその他におきまして、委員より4件の提案をいただきました。その後、歴史民俗資料館・道の駅建設予定地を視察いたしました。内容につきましては設楽ダム建設事業のダム工事事務所からは武田副所長より付替道路の設楽根羽線、瀬戸設楽線の現在の進捗状況、また今後の予定の説明を受けました。質疑は1件であります。詳細につきましては、お手元に議事録を配布してございますので、一字一句事細かに記載してございますので、参照をしていただきたいと思います。続きまして、県のダム関連の事業につきましては、渡邊所長より、現況の主たる14件の進捗状況、また近々の予定の説明を受けました。質疑につきましては、13件の質問をいただいております。その他につきましては、熊谷委員より提案されました新城市議会9月定例会の設楽ダムに関する某議員の一般質問の内容についての件を提案されました。これにつきましては、新城市議会議員の個人の発言に関することでもありますので、議長にその対応の一任を委員全員で決定をいたしました。また松下委員より提案の森林資源活用プロジェクトについての件につきましては、有効に森林資源を活用できる方法を見出していきたいという要望で閉じました。金田委員より残土処理を町としても協力してあげたらどうかという要望につきましては、町長から土捨場の確保に努めていきたい旨の答弁がありました。それから委員長より、国交省よりダムサイト周辺の3Dナビができあがってまいりましたので、その取扱いについて委員の皆さんに委ねましたところ、12月議会の最終日、今日ですね、議会終了後、議員全員で見たほうがいいのではないかとということで、委員の了承を得て、本日議会終了後にその3Dナビを見るということになりました。最後に10年スパンで進んでいきます

ダムの国県町の事業でありますけれども、進捗が非常に早いものですから、今後とも国県町、町議会とのさらなる詳細な情報交換を、密にさせていただきたいという要望をいたしまして会議を締めました。その後、現地視察ということで歴史民俗資料館・道の駅建設予定地へ向かいました。現地では町長から現地の進捗と今後の予定等、詳細に説明を受けました。質疑は個々に関係の職員と自由に行いましたので、議事録及び報告はございません。以上、現地で委員会を閉じました。以上です。

議長 設楽ダム対策特別委員会の委員長報告は、終わりました。

議長 日程第21「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。議会運営委員長より、設楽町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中に継続調査の申し出があります。

お諮りします。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中に継続調査をすることに決定をいたしました。

議長 日程第22「設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。設楽ダム対策特別委員長より、設楽町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。設楽ダム対策特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。設楽ダム対策特別委員長の申し出のとおり、閉会中に継続調査をすることに決定をいたしました。

議長 お諮りをします。ここで、休憩をとりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。暫時休憩とします。議会運営委員の方は、委員会室へお集まりをいただきたいと思います。

休憩 午前9時50分

再開 午前10時08分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。お諮りします。町長から、「工事請負契約の変更について」の案件が提出されました。これを日程に追加し、日程第 23 として、議題にしたいと思えます。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。「工事請負契約の変更について」を日程に追加し、日程第 23 として、議題とすることに決定をしました。

議長 日程第 23、議案第 93 号「工事請負契約の変更について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 93 号「工事請負契約の変更について」、平成 27 年 6 月 9 日に議会の議決を得た、田口小学校大規模改修工事の契約の一部を変更したいので、設楽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求める。契約の目的、契約の方法、契約の相手方につきましては変更ございません。契約金額 118,800,000 円を 124,783,200 円に変更をいたします。平成 27 年 12 月 15 日提出、設楽町長横山光明。変更の詳細につきましては、担当課長のほうから説明をさせていただきます。

教育課長 それでは今の議案書の裏面に参考資料が付けてありますので、そちらをご覧くださいと思えます。当初契約金額が 118,800,000 円に変更額 5,983,200 円を加えまして、変更の金額が 124,783,200 円とするものであります。主な変更理由は、今回の大規模改修は文科省の東日本大震災の災害を受け、多くの吊り天井が落下したということで、それを含めた大規模改修が習慣になりました。かしまホールが吊り天井ということで、基本的には吊り天井を撤去する方向というのが文科省から示された最善の方法ということで、当町もそれにならって、その他のフレームなんかの強化ですと、予算がもう少しかかるということで、撤去をしてその他の対策をするというものであります。見えなかったかしまホールの吊り天井材等と撤去したところ、既設の屋根の野地板の裏面より雨漏りが確認されました。また野地板であるセメントロックウール吸音複合板の割れだとか脱落が確認されましたことから、それを落ちないように脱落ですとかたわみ防止の補強を追加させていただきました。なおかつ屋根材下り棟部分に雨漏り防止用の大型のカバーを設置いたしました。それから職員室前のグラウンドからの出入口のところに子供たちが濡れないように、庇をつける追加工事、さらにはかしまホールの吊り天井をとってしまうということで断熱吸音吹付材を吹き付けて施工しようとしたのですが、雨漏りがあるということで、先ほど言いました下り棟部分に雨漏り用の大型カバーを設置はしましたが、さらにそこで雨漏りが今後あるとその吸音材が水漏れませんので、水の重みで落下する恐れがあるということで、それを取りやめてカーテンを付けて断熱と危険防止にカーテンを増設したというのが主な理由であります。それから下に変更内容で、追加ということで、かしま

ホール天井野地板補強ということで、これが約3,200,000円程。設置カバーですとかカーテンが約1,200,000円ずつ。庇が700,000円の増加ということでもあります。それから吸音材等止めたので、1,500,000円くらいが減額になって、今言ったのは直接工事費だけですので、合計すると増額で5,980,000円余となったということでもあります。説明は以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありませんか。

3 金田 工事やる前に、まず設計と違うかどうかということ調べて、設計照査というのをふつう出すのですけれども、今回のようにかしまホールの天井板を撤去したところということは、工事は進んでいる途中で、撤去確認したところ雨漏り等々が確認されたということでもあります。ならばこれは、設計照査ではなくて、その後のですね、条件変更確認請求通知書というのを出さなければならないと思うのですけれども、今回の工事についてはそれが出ているかどうか、確認願います。

教育課長 その協議をして許可を与えております。

3 金田 そうですか。それならいいです。次に、そもそも雨漏りがあったから当然このロックウール吸音板が割れて脱落したということだと思えるのですけれども、雨漏りというのは耐用年数というのは、だいたい、あってはいけないことだと思えるのですけれども、だいたいこの建物の耐用年数というのは、小学校のかしまホールですね、建物の耐用年数というのはだいたい何年を想定しておりますか。

教育課長 正確なところは知りませんが、40年から50年だというふうに記憶しております。

3 金田 現在築後25年ですか、それで雨漏りを、今回撤去したことによって確認されたと言われたのですけれども、天井のシミから見たらもっと早く想像ができたのではないかなと、私は思うのですけれども、そのへんはいかがでしょう。

教育課長 御存知のように、かしまホールの天井、吊り天井で覆われておりまして、目視できないという状態でありました。ですので、とってから発見できたということでもあります。

3 金田 議長、3番金田。

議長 4回目ですので。残念ですが。ほかに。

6 高森 お尋ねします。25年経って、たぶん屋根はおそらくステンレスかなんかだと思えるのですが、ただステンレス系統というのは裏漏れしてくる可能性がありますので、それでおそらく屋根裏に水が溜まって結露で軽量鉄骨に水滴がついてそれが断熱材を重くしたのではないかと思うのですが、屋根の構造はどうか。屋根から直にきているという雨漏りはありませんか。

教育課長 かしまホール、今現在は屋根板があって、その他に先ほど言いました吸音複合材が曲がってそこから漏れたということですので、で、その下に吊り天井がついていた。今はその吊り天井をとって、落ちないように補強して、さらにカーテンで万が一の場合の落下、子どもに何かあっては困りますので、強化カーテン

で止めてあって、さらに隙間があったのですが、それも先ほどの工事変更で全部埋めたというか、見えないように、一時的にクッションになるようにカーテンを付けてあるということであります。

6 高森 設楽中も築2年くらいで雨漏りしたのですが、結局継ぎ目継ぎ目で雨漏りが発生することがありますので、大屋根の構造がどうなっているか、合掌たとえば切妻になっているか、いろいろなその構造によって雨漏りが発生するのがすごく高まるので、その基本的な構造からまずはチェックされることが大事だと思いますので、そのような対策はいかがでしょうか。

教育課長 先ほど言いましたように四角屋根になっておりまして、横板があって、その継ぎ目のところに下り棟といいますか、そこにカバーを全部はらさせていただいて、雨漏りをそれで防ぐという対策を今回はとりました。

議長 ほかに。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第93号の採決をします。採決は、起立によって行います。本案を決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第93号は、可決されました。

議長 以上で、本日の日程は、全て終了しました。会議を閉じます。平成27年第4回設楽町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時20分